

令和5年7月27日
法務省矯正局

酷暑への対応について

①について

全国の刑務所及び拘置所において、令和5年6月に熱中症又はその疑いと診断され、若しくは熱中症に類する症状を呈した者は17名です。なお、熱中症による重篤な症状によって死亡した者は0名です。おって、同年7月については、準備ができ次第、回答いたします。

②及び③について

全国の刑務所及び拘置所において、施設の立地、設備等の実情を踏まえ、施設ごとに、必要に応じて、例えば以下の措置を講じているものと承知しています。

- 扇風機の設置
- うちわ、ネッククーラー、アイスノン等の貸与
- 冷茶、スポーツドリンク、冷凍ペットボトル飲料、塩分タブレット等の給与
- ファン付き作業着の着用
- 運動後のシャワー実施
- 水でぬらしたタオルで体を拭くことのできる時間帯の設定

なお、入浴については通年で週3回実施しているほか、顔を洗う回数については制限していないものと承知しています。